

# 台風21号による被害の支援事業について

平成30年10月17日

近畿農政局より、支援事業の実施について通知がありました。支援を希望される方は、下記にご留意頂き、至急、畜舎等が所在する市町村の農業担当課へご連絡下さい。市町村から県への要望の〆切が10月25日となっています。

## 支援の対象となるもの

- 平成30年度台風21号(9月4日に近畿に最接近した台風)において被害を受けたもの
- 畜舎、たい肥舎、たい肥乾燥用等ビニールハウス、加工施設、畜産用倉庫等が対象となります(家畜、餌、生産物は対象外※)。  
※ただし団体(JA、畜連、畜産会)を経由する他の支援策もありますので、団体にお問い合わせ下さい。
- 被災した施設の撤去(解体、運搬、処分)費用も対象となる場合もあるので、市町村に確認してください。
- 既に修理、再建、撤去等が終わっているものも対象となります。

## 準備、整理して頂きたいもの

- 市町村の発行する被災証明(被害状況のわかる写真が必要)。作業を行った日付、作業者、作業等に要した金額。  
既に修理等が終わっている場合で、業者に依頼された場合は、
- 業者からの請求書等の伝票。自分で修理された場合は、材料購入の領収書やレシート。
- 見積書:10月8日以前の見積書で修理等をされる場合は、1社。10月9日以降の場合は3社以上。

## 今後の流れ

市町村単位(畜産以外も含め)でとりまとめ、県を経由し、国に要望をあげ、認められた場合は、個別に別途申請して頂くこととなります。

ご不明な点があれば家畜保健衛生所まで

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440